議事日程(第4号)

令和2年3月19日(木曜日)午前10時 開議

日程第1	会議録署名議員の指名

日程第2 報第1号 委員長報告

日程第3 議第14号 市道の路線変更について

日程第4 議第13号 市道の路線認定について

日程第5 議第15号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について

日程第6 議第16号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター及び下呂市金山リバーサイドス タジアムの指定管理者の指定について

日程第7 議第17号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について

日程第8 議第18号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について

日程第9 議第19号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について

日程第10 議第21号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について

日程第11 議第22号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について

日程第12 議第23号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について

日程第13 議第24号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について

日程第14 議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例について

日程第15 議第26号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について

日程第16 議第27号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第17 議第28号 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例について

日程第18 議第29号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議第30号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

日程第20 議第31号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第21 議第32号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第22 議第33号 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について

日程第23 議第34号 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について

日程第24 議第35号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第25 議第36号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第26 議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第27 議第38号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第28 議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議 第40号 下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議 第 41号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議 第 42号 下呂市家畜診療等手数料条例について
- 日程第32 議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について
- 日程第33 議 第 44号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例 について
- 日程第34 議 第 45号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について
- 日程第35 議第46号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第47号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第48号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第50号 下呂市市民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第51号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第52号 財産の譲与について
- 日程第42 議第53号 財産の譲与について
- 日程第43 議第55号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第44 議 第56号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第45 陳情第1号 地域シニアクラブ連合会の担当者設置に関する要望
- 日程第46 報第2号 委員長報告
- 日程第47 議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- 日程第48 議第54号 財産の無償貸付について
- 日程第49 報第3号 委員長報告
- 日程第50 陳情第2号 飛騨はぎわら牛生産組合に関する要望
- 日程第51 報第4号 委員長報告
- 日程第52 議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算
- 日程第53 議第58号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第54 議第59号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第55 議 第60号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第56 議第61号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第57 議第62号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)予算
- 日程第58 議第63号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第59 議第64号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第60 議第65号 令和2年度下呂市水道事業会計予算

日程第61 議第66号 令和2年度下呂市下水道事業会計予算

日程第62 議第67号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算

日程第63 議第68号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算

日程第64 同第3号 下呂市監査委員の選任について

日程第65 同第4号 下呂市監査委員の選任について

日程第66 議第70号 令和元年度下呂市一般会計補正予算(第11号)

日程第67 議第71号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第1号)

日程第68 閉会中の継続調査申し出について

出席議員(13名)

議長 各 務 吉 則 1番 里 集 務 尾 副武 2番 中 島 ゆき子 3番 \mathbb{H} 中 4番 今 井 政 良 7番 Ш 茂治 宮 8番 中 島 博 隆 9番 伊 藤 嚴 悟 10番 良一 孝 枝 一木 吾 郷 11番

13番

中

島

達 也

14番 中野 憲太郎

中島

12番

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

新吾

市 長 服部秀洋 副 市 長 村山鏡子 育 長 監 査 委 員 E 教 細 田芳充 杉 山 好 市長公室長 桂 Ш 玉 男 総務部長 河 尻 健 吾 観光商工部長 教育部長 今 井 藤 江 博 之 夫 細 防 会計管理者 消 長 伸 中 島 祐 子 田 山務 金事 吉 田 修 健康福祉部長 П 広 官 田 生 活 部 長 藤 澤 友 治 建設部長 村 忠 男 境 部 長 原 則 之 農 林 部 長 環 中 河 合 修 原務 振所 坂務 振所 長 井 克 彦 事 長 松 倉 田 誠 呂務 興長 小 畑 一 郎 濹 Ż 田勤

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 加藤鈴彦 書 記 今井 満

書記青木秀史

◎開議の宣告

〇議長(各務吉則君)

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、 これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(各務吉則君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番 伊藤嚴悟君、10番 一木良一君を指名いたします。

◎報第1号について

〇議長(各務吉則君)

日程第2、報第1号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第第14号 市道の路線変更について、日程第4、 議第13号 市道の路線認定について、日程第5、議第15号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指 定管理者の指定について、日程第6、議第16号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター及び 下呂市金山リバーサイドスタジアムの指定管理者の指定について、日程第7、議第17号 下呂市 老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第8、議第18号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯 の指定管理者の指定について、日程第9、議第19号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指 定管理者の指定について、日程第10、議第21号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者 の指定について、日程第11、議第22号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定につい て、日程第12号、議第23号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、日程第 13、議第24号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について、日 程第14、議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例について、日程第15、議第26号 下呂市地 域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第27号 下呂市行政 組織条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第28号 下呂市議会の議員その他非常勤 の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第29号 下 呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第30号 下呂市第 2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第31号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第21、議第32号 附属機

関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第22、議第33号 下呂市監査委員 条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ いて、日程第23、議第34号 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について、日程第 24、議第35号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第36号 下呂市 印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一 部を改正する条例について、日程第27、議第38号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一 部を改正する条例について、日程第28、議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例に ついて、日程第29、議第40号 下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について、日程 第30、議第41号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について、日程第31、議第42号 下呂市家畜診療等手数料条例について、日程 第32、議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について、日程第33、議第44号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第 45号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい て、日程第35、議第46号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第36、議 第47号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第48号 下呂市一般 住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第49号 下呂市消防関 係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第50号 下呂市市民会館条例の一部 を改正する条例について、日程第40、議第51号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について、日程第41、議第52号 財産の譲与について、日程第42、議第53号 財 産の譲与について、日程第43、議第55号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について、 日程第44、議第56号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、日程第45、陳情 第1号 地域シニアクラブ連合会の担当者設置に関する要望、以上43件を一括議題といたします。 審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

〇産業経済常任委員長 (尾里集務君)

おはようございます。

産業経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

3月10日火曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長の出席の上、令和2年第1回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第13号、議第14号、議第19号、議第21号、議第22号、議第42号から議第48号まで、議第55号の13議案について審査を行いました。

審査の結果、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の内容の一部を紹介させていただきます。

議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について、委員からは、公の施設の見 直し方針により、地域に施設を譲与するとのことだが、地元で維持管理ができるのかとの質問に、 地元に年間の維持管理費用を示し、合意を頂いた上で譲与するとしていますとの回答がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〇議長(各務吉則君)

続いて、総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

〇総務教育民生常任委員長(田中副武君)

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

3月11日午前9時30分から、庁舎3階の第1会議室で、市長をはじめ執行部、担当者の出席を頂き、令和2年第1回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第15号から議第18号までの4議案、議第23号から議第41号までの19議案、議第49号から議第53号までの5議案、そして議第56号と陳情第1号を合わせて計30議案について審査をいたしました。

審査結果は、議第27号、議第35号、議第37号、そして議第56号の4議案は賛成多数、あと26議 案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査内容の一部を紹介させていただきます。

議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例については、いじめ防止等対策を総合的かつ包括 的に推進するための基本的な方針を定めるもので、委員からは、条例の規定に基づき、常設され るいじめ問題対策連絡協議会はどのような構成で組織されるのかとの質問に、現在学校で組織さ れている生徒指導研究協議会を母体として組織し、関係機関、団体、相互の連絡調整を図ってい くとの説明がありました。

なお、3月11日は東日本大震災の発生から9年を迎え、地震発生の時刻の午後2時46分には、 同報無線の吹鳴に合わせ、犠牲になられた全ての方々に対し、市民の皆さんと哀悼の意を表する 黙祷をささげさせていただきました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第13号から議第19号まで、議第21号から議第53号まで、議第55号及び議第56号並び に陳情第1号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本43件に反対者の発言を許可いたします。

12番 中島新吾君。

〇12番(中島新吾君)

反対討論をします。

議第27号、行政組織条例の一部を改正する条例について、市長公室企画課に情報管理室を設置、情報施策、庁内情報管理を一体化しようとするものです。総務部の庁内情報管理と生活部の有線テレビ施設運営管理を一体化する、その必要性は理解できますが、組織再編の中で、市長公室に機能が集まり、ピラミッド型の組織になるのではないか、そうした組織再編の方向でいいのか、その在り方を検証しなくてはならないと考えます。市長も私の質問に対して、頭でっかちにならないように考えてと答えています。今後において、情報管理室は課に格上げも考えているとの説明もありました。これらの組織の在り方について検討が必要であるとの立場から、賛成はできません。

次に、議第35号、手数料条例の一部を改正する条例に反対討論をします。

この改定では、個人番号カード、マイナンバーカード普及を促進するために住民票や戸籍証明書など、コンビニでの発行、端末機で発行したときの手数料を50円減額するというものです。現在、月30件ぐらいが発行されているようですが、そのためのシステム改修に74万円が支出されるといいます。マイナンバーカード普及のために50円の減額は間違っています。市役所などの窓口で発行してもらうのと何が違うのですか。マイナンバーカードの普及は、1月現在で全国で15%ぐらいです。市内でも同じような状況です。カードの取得が増えないのは、個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難を心配されて、その必要性が感じられないからです。安倍政権は国民のその不安に答えず、とにかくマイナンバーの仕組みを広げ、国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出そうとしています。その加速のための手数料条例の改正には反対します。

次に、議第37号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

新年度の国保税は3,000円の引上げです。本年度も6,000円が引き上げられています。国民健康保険は加入者にとって命綱です。とりわけ高齢者の被保険者が多いのです。保険事業が県に統一化されて、今後その保険税が県内統一化で引上げがされると言われています。このような毎年の引上げには反対です。

以上、反対討論です。

討論はありませんか。

〇議長(各務吉則君)

次に、本43件に賛成者の発言を許可いたします。 討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本43件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第14号 市道の路線変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり 決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第14号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第13号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり 決することに替成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第13号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第15号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決 であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第16号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター及び下呂市金山リバーサイドスタジアムの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第16号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第17号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第17号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第18号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第18号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第19号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、委員長の報告 は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について、委員長の報告は可 決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第23号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について、委員 長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例について、委員長の報告は可決であります。委員 長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は 可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告は可 決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告は可 決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手多数です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手多数です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第40号 下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛 成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 下呂市家畜診療等手数料条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手 願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに替成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号 下呂市市民会館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第50号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第51号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第52号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第53号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第53号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第55号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第55号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第56号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第56号については、委員長の報告のとおり可決されました。

陳情第1号 地域シニアクラブ連合会の担当者設置に関する要望、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、陳情第1号については、委員長の報告のとおり採択されました。

◎報第2号について

〇議長(各務吉則君)

日程第46、報第2号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第47、議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、日程第48、議第54号 財産の無償貸付について、以上2件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当しますので、10番 一木良一君の退場を求めます。

[10番 一木良一君 退場]

ここで、会議録署名議員の補充指名を行います。

10番 一木良一君の除斥に伴い、その補充の会議録署名議員に、11番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

〇産業経済常任委員長 (尾里集務君)

産業経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

3月10日火曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催し、委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長の出席の上、令和2年第1回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、議第54号 財産の無償貸付について、審査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〇議長(各務吉則君)

続いて、総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

〇総務教育民生常任委員長 (田中副武君)

委員長報告を申し上げます。

3月11日午前9時30分から、庁舎3階第1会議室で、令和2年第1回下呂市定例会で当委員会に審査を付託されました議第54号について審査をいたしました。

議第54号は、下呂市馬瀬西村にある美輝の里関連土地のうち、下呂市所有の源泉地及び用水路

など、譲渡には適さない土地について、当施設運営者に無償貸与をするというもので、審査結果 は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とします。

〇議長(各務吉則君)

1番 尾里集務君から、訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

〇産業経済常任委員長 (尾里集務君)

すみません。先ほど委員長報告の中に、総務民生教育委員会の委員長が報告するべき議第54号の委員長報告を私が間違えまして報告しました。産業経済常任委員会のものといたしましては、 議第20号の報告のみでした。以上、訂正させていただきます。

◎議第20号及び議第54号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第54号 財産の無償貸付について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり 決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、議第54号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第3号について

〇議長(各務吉則君)

日程第49、報第3号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第50、陳情第2号 飛騨はぎわら牛生産組合に関する要望 を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当しますので、9番 伊藤嚴悟君の退場を求めます。

[9番 伊藤嚴悟君 退場]

[「議長」と呼ぶ者あり]

12番 中島新吾君。

〇12番(中島新吾君)

私たち日本共産党議員団は、本件、陳情第2号について、この第1回定例会の会期中に本件の 要望書提出者が新たに岐阜地方裁判所に裁判を提訴されたことを知りました。係争中となった事件について、本会議において審議、判断をすることはふさわしくないと考え、私たち3人は退席 をします。

[7番 宮川茂治君、11番 吾郷孝枝君、12番 中島新吾君 退場]

〇議長(各務吉則君)

ただいま7番 宮川茂治君、11番 吾郷孝枝さん、12番 中島新吾君が退場しましたので、ただいまの出席議員は9名であります。

ここで会議録署名議員の補充指名を行います。

補充の会議録署名議員に13番 中島達也君を指名いたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

〇産業経済常任委員長 (尾里集務君)

産業経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

3月10日火曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催し、委員全員、議長、市長、副市長、関係部課長の出席の上、令和2年第1回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました陳情第2号 飛騨はぎわら牛生産組合に関する要望について審査を行いました。

執行部からは、本件は民民間の問題であり、民事裁判における裁判の効力は当事者間に限られることから、本判決そのものに関わる件については、行政指導を行う法的権限ではなく、市は関与できないと説明がありました。

審査の結果、賛成少数で不採択すべきものに決定いたしました。

なお、委員からは議会に何度も要望書が出ており、行政として努力を払うべきであり、この問題についてもう少し経過を聞きたいため継続審査としたいという意見が出されました。その意見に対する採決の結果は否決となりました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〇議長(各務吉則君)

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

〇議長(各務吉則君)

それでは再開いたします。

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する者あり]

それでは休憩いたします。10時55分まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

〇議長(各務吉則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎陳情第2号について(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

それでは、本陳情に対する賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本陳情に対する反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

14番 中野憲太郎君。

〇14番(中野憲太郎君)

14番 中野です。

この要望書については、2名の代表の方から、議長、また事務局宛てに提出された要望書でございます。それの前に、ほかの議員の方は分かりませんけど、同様のような文書が2名の方から早く私のほうへも届きました。内容として、私の感じでは一方的なような内容で、これはやはり議員として両方の意見を、やはり相手が見えますので、両方の意見を聞かなければいけない問題やなあと、慎重な態度で向かっていかなければならないというようなことを思いました。

議会への要望書の取扱いについては、議会運営委員会において常任委員会への付託をするのか、 また議員配付等の取扱いをするのか、議長、事務局長のほうから協議をせよという形で議会運営 委員会で協議がされたわけです。その中で、議運では全員で委員会への付託が決定された。この 議会中の3月10日ですか、産業経済常任委員会で、執行部、担当部局の出席を得て、当然産業経 済常任委員会が開催されました。私も当日傍聴させていただきました。

先ほど申しましたように、片方だけの意見でこういう形を自分も、一議員として、どういう形で判断をするかという形で傍聴させていただきました。見解を出すことができません。というのは、当然要望書についての審査ですので、委員会としては当然だと思います。

また、県または下呂市の補助等が出ている以上、市民の方に議員として説明をしなければならないという考えがございました。委員会の中で、執行部より明快な答えが、執行部にも同じような要望書が出ているわけですので、明快なものが出ているか、そういう問いもそれだけ正確にはなかったというような、私個人の考えでございます。思いでございます。

その中で、委員会では継続審査という意見が一部議員から出ました。しかし、委員会では不採択という結果になりました。先ほどから申しているとおりでございます。執行部に同じ要望書が出されているのなら、市としての考えを当然聞いて、執行部としてはどうするんだということをもっと聞いていただきたい。そしてあまりにも誤解を招くような形になると、これはお互いに相手を聞いていない、相手のほうからもやはりそれはいろんなことが、考え方が出てくるのは当然だと思います。そういうことが聞けない。そうしないと、片方から聞くことしかできないと。私は両方から聞くことが議員としての責任だと思う。しかし、この問題は当然要望書が出た2名の方のこの協議ですので当然だと思いますけど、そのためにも私は継続審査を持ち出した常任委員の委員は、その委員の方に私は賛成いたします。両方からの結果を聞いて、議員としての説明責任を果たしていきたい。そういう意味で、今回の不採択には反対いたします。

〇議長(各務吉則君)

次に、本陳情に対する賛成者の発言を許可いたします。 討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

陳情第2号 飛騨はぎわら牛生産組合に関する要望、本陳情に対する委員長の報告は不採択で

あります。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。本陳情を採択する方は挙手願いま す。採択。

〇10番(一木良一君)

報告に対する賛成か反対かなので、そこをしっかりしてください。

〇議長(各務吉則君)

委員長の報告は不採択でありますけれども、今採決を取るのは本陳情を採択することについて の賛成か否かを問います。

それでは、再度行います。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手少数です。よって、陳情第2号については、不採択とすることに決定されました。 9番 伊藤嚴悟君の入場を求めます。

[9番 伊藤嚴悟君 入場·復席]

休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩 午前11時15分 再開

〇議長(各務吉則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、ただいまの出席議員は13名であります。

14番 中野憲太郎君から発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。

〇14番(中野憲太郎君)

先ほどの発言は私の賛成討論ということでございます。

◎報第4号について

〇議長(各務吉則君)

日程第51、報第4号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第52、議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算、日程第53、議第58号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算、日程第54、議第59号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第55、議第60号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算、日程第56、議第61号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算、日程第57、議第62号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)予算、日程第58、議第63号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第59、議第64号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第60、議第65号 令和2年度下呂市水道事業会計予算、日程第61、議第66号 令和2年度下呂市下水道事業会計予算、日程第62、議第67号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第63、議第68号 令

和2年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 中島ゆき子さん。

〇予算特別委員長(中島ゆき子君)

委員会報告を申し上げます。

令和2年3月12日、13日、16日、17日の4日間、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席を頂き、予算特別委員会を開催し、令和2年第1回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算、議第58号から議第64号までの7特別会計予算、議第65号から議第68号までの4企業会計予算について審査いたしました。

審査の結果、議第60号、議第62号から議第65号まで、議第67号、議第68号の7議案は全会一致で可決、議第57号から議第59号、議第61号、議第66号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

質疑の一部を紹介させていただきますと、塵芥収集費について、ごみ袋1枚65円は他の自治体と比べて高いのではないかとの質問に対して、ごみ処理に係る経費はごみ袋販売収入の4倍から5倍かかっていることから、不足分は一般財源で補填されており、受益者負担も必要であることを御理解いただきたいとの答弁がありました。

また、社会資本整備総合交付金事業の森8号線道路改良事業では、片側通行により市民の日常 生活に支障はないかとの質問に対して、本工事は大規模になると予想されるが、下呂温泉病院な どヘアクセスする重要路線なので、工事に当たっては通院患者などの支障とならないよう道路利 用者へ配慮した施工を実施したいとの答弁でした。

以上をもちまして、予算特別委員会の報告といたします。

◎議第57号から議第68号までについて(質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

〇11番(吾郷孝枝君)

11番 吾郷孝枝です。

議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算の反対討論を行います。

新年度の一般会計予算総額は224億1,000万円で、前年度と比べ11億7,000万円の増額予算となりました。これは、新しい最終処分場整備、萩原小学校長寿命化、わかばこども園の改修、下呂病院等へのアクセス道となる森8号線などの道路改良事業など、市民の暮らしや子供たちの安全に関わる必要な事業と考えます。

今回の予算において、職員の皆さんが市民からの意見や現場からの声を生かし、工夫されている事業が多くあります。それは、市内全小学校の6年生を対象に健康診断で尿中塩分測定など、市民の健康増進のための取組や、小学校やこども園の改修、障がい児加配保育士の充実、若者の就農を支援するアグリチャレンジサポート、中小経営を支援する小口融資、災害対策、道路改良など、市民を支援し励ます事業を評価するものです。こうした職員の工夫や努力に正面から応えるためにも、財源として財政調整基金の積極的な活用を進めることが必要と考えます。使い道が決められていない財政調整基金は現在55億円あまりあり、市民の暮らしと経営、福祉の増進、地域住民の抱える問題の解決にもっと役立てていくべきです。

現在の市の重点プロジェクトは、第1に人口減少対策、第2に行政改革、第3に地域づくりです。市長は、この4年前の選挙公約で子育て支援の具体化、強化を掲げられていましたが、その公約実現は中学生の給食費を半額にしただけではありませんか。これでは市が本気で子育て支援をしていると市民に受け止められているとは思えません。もっと積極的な取組が必要だと考えます。新年度予算にはそうした積極的な施策は見られません。

その一方で、行政改革においては、合併してから職員の削減を進めたことで、職員の年齢構成の偏りなどの問題が生まれ、職員の採用の在り方や定員適正化計画の見直しが求められています。職員の削減と組織のスリム化の方向では、現状の課題が解決できないのではないですか。市民の命と暮らしを守ることを最優先にする市政を目指すなら、下呂市にとって必要とされる職員をきちんと配置すべきです。

市民の願いと意見に応えて暮らしと健康、経営を守るのが自治体の責務です。そのための予算が組まれることで、下呂市の基本計画における重点プロジェクトであるまちづくりが進むのではないでしょうか。行政改革が優先されていては、自治体としての責任が果たせないことになると考え、新年度の一般会計予算に反対します。

次に、議第58号、国民健康保険事業特別会計予算について反対します。

国保税は昨年に続き連続値上げとなり、新年度の1人平均3,000円もの値上げは、市民の暮らしをますます圧迫します。特に、新年度は昨年からの消費税増税の影響やコロナウイルス感染症の流行による経済の落ち込みなどの影響が避けられない状況にあります。今でも高過ぎる国保料の値上げは耐えられません。市は命綱である国保の値上げをしないよう、市民の暮らしを守る立場にしっかり立つべきです。今、市の国保会計にある3億円余りの基金を活用することや、一般会計からの繰入れも地方自治の問題として国もはっきり認めていることです。

また、県が決める標準保険料率もあくまで参考値に過ぎません。下呂市の保険税の決定権は下

呂市にあるのです。国保の構造的問題解決に向け、国庫負担を元に戻すよう国にも強く求めてい くべきです。

国保についてはこのことを申し上げ、反対討論とします。

議第59号、後期高齢者医療特別会計予算では、高齢者を差別する医療制度そのものに反対の立場から賛成することはできません。

議第61号、介護保険特別会計(保険事業勘定)予算については、介護現場の人手不足が根底にあって、広く在宅介護にしわ寄せが来ています。特に、地域支援事業において、国の制度改悪で介護度の低い要支援が保険給付から外され、市の事業となったことから、体制や受皿が整わず、市民のニーズに応え切れていない現状があります。高齢化が進み、介護サービスの充実が求められているとき、将来の介護問題を打開する方向が新年度予算には示されていないことから、賛成することはできません。

議第66号、下水道事業会計予算については、現場での市の責任と現場業務の将来への不安があることや、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託の在り方の見直しが必要との立場から、賛成できません。

以上、反対討論といたします。

〇議長(各務吉則君)

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告の とおり決することに替成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第57号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第58号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算、委員長の報告は可 決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第58号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第59号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第59号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第60号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第60号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第61号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[替成者举手]

挙手多数です。よって、議第61号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第62号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第62号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第63号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員 長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第63号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第64号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員 長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第64号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第65号 令和2年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第65号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第66号 令和2年度下呂市下水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手多数です。よって、議第66号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第67号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は可決であります。 委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第67号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第68号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員

長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第68号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎同第3号及び同第4号について(議案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

日程第64、同第3号 下呂市監査委員の選任について、日程第65、同第4号 下呂市監査委員 の選任について、以上2件を一括議題といたします。

同第3号及び同第4号の2件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

同第3号 下呂市監査委員の選任について。

次の者を下呂市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の 同意を求めるものでございます。

氏名、今井能和さん。住所、年齢については記載のとおりでございます。令和2年3月19日提出。

提案理由、監査委員 杉山好巳氏から、令和2年5月13日の任期満了をもって同職を辞したい 旨の申出があり、その後任として今井能和氏を選任するためでございます。

次ページをお願いいたします。

同第4号 下呂市監査委員の選任について。

次の者を下呂市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の 同意を求めます。

氏名、都竹基己さん。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和2年3月19日提出。

提案理由、令和2年4月17日をもって任期満了となる中島博隆議員の後任として、都竹基己氏 を選任するためでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(各務吉則君)

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第3号及び同第4号については、会議規則第37 条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第3号及び同第4号については、委員会付託を省略すること に決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第3号 下呂市監査委員の選任について、本件を同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第3号については、同意することに決定いたしました。

同第4号 下呂市監査委員の選任について、本件を同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、同第4号については、同意することに決定いたしました。

◎議第70号及び議第71号について(議案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(各務吉則君)

日程第66、議第70号 令和元年度下呂市一般会計補正予算(第11号)、日程第67、議第71号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第1号)、以上2件を一括議題といたします。

議第70号及び議第71号の2件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

ただいま上程をされました議第70号 令和元年度下呂市一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付額が決定したことによる歳入歳出の 補正と、新型コロナウイルスの影響による工事の遅れ2件、災害復旧工事では、関係者との調整 に不測の日数を要したことによる工事の遅れ1件に係る繰越明許費の追加補正でございます。

続いて、議第71号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響による緊急の支援策といたしまして、市内事業者が融資を受けた場合の保証料や利子に対して助成を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

〇議長(各務吉則君)

次に、議第70号及び議第71号の2件について、詳細説明を求めます。 総務部長。

〇総務部長 (河尻健吾君)

それでは、議第70号 令和元年度下呂市一般会計補正予算(第11号)について、詳細説明を申 し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

令和元年度下呂市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,921万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億9,800万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の補正は、第2表 繰越明許費補正によるものです。令和2年3月19日提出。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まずは、歳入補正で、上段の表、10款地方特例交付金、3項子ども・子育て支援臨時交付金3,921万円の増額は、今回、県から交付見込額が示されたことによるものでございます。

次に、歳出補正で、下段の表で、3款民生費、1項社会福祉費3,930万円の増額は、今ほど歳入で説明しました子ども・子育て臨時支援交付金3,921万円に予備費で9万円を追加し、10万単位に調整をいたしまして、地域福祉基金に積み立てるものでございます。

なお、積立金につきましては、令和2年度の事業に充てる予定でございます。

7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正の追加です。

3款民生費の介護関連施設維持補修費75万1,000円は、やすらぎセンター萩、小坂デイサービスセンターの身障者用トイレの修繕工事で、温水洗浄便座等が新型コロナウイルスの影響で納品に遅れが生ずる可能性があり、年度内の完成が見込めなくなったことを想定してのものでございます。

その下、10款教育費の中学校トイレ改修事業895万7,000円は、竹原、金山中学校のトイレ洋式 化工事で、温水洗浄便座の部品が新型コロナウイルスの影響で調達できず、年度内の完成が見込 めなくなったことによるものでございます。

その下、11款災害復旧費の過年市単災害復旧事業1,352万6,000円は、下呂市夏焼地内の栗木山谷災害復旧工事において、電柱の支線移設に不測の日数を要したこと、さらに下呂市久野川地内の久野川災害復旧工事において、撤去する土砂の受入先が変更となり、受入先の調整に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が見込めなくなったことによるものでございます。

9ページから11ページの事項別明細書は、今ほど説明しました内容と同じでございますので、 省略させていただきます。

以上で、令和元年度下呂市一般会計補正予算(第11号)の説明を終わります。

引き続き、13ページをお願いいたします。

議第71号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第1号)について、詳細説明をいたします。 令和2年度下呂市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億2,000万円とするものです。款項の区分、金額等は、 第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による ものです。令和2年3月19日提出。

14ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

上段は歳入補正で、20款繰入金、1項基金繰入金1,000万円の増額は、歳出の財源とするため、 財政調整基金から繰り入れるものでございます。

下段は歳出補正で、7款商工費、1項商工費1,000万円の増額は、新型コロナウイルスの影響による支援策として、県が行う融資制度と市内金融機関が独自で行う緊急融資を市内事業者が利用した場合に1年間の利子と県融資に必要な保証料を助成するものでございます。

15ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正の追加ですが、中小企業緊急支援融資補給事業に係る利子補給については、ただいま説明しました融資制度の令和3年度に発生する1年分の利子を限度額として追加するものでございます。

17ページから19ページの事項別明細書は、今ほど説明しました内容と同じですので、省略をさせていただきます。

次に、20ページをお願いいたします。

債務負担行為の当該年度分の調書でございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(各務吉則君)

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

〇12番(中島新吾君)

2件いいですね、一緒で。

〇議長(各務吉則君)

はい。

〇12番(中島新吾君)

2つ目の案件ですが、今年度の補正1号のほうです。

コロナウイルスに関する保証料と利子の補給をやるということで、もう本当に状況は私が言うまでもなく皆さんも御存じのようにマスコミで毎日のように詳しく報道されていますんで、その点は話しませんが、本当に大変な状況はこれからだと思います。今は本当に皆さん我慢して一生懸命やってみえる。これからだと思いますんで、第一弾としてこの利子補給、保証料の補給ということでやられましたけれども、例えば先ほど説明の中にあった中小企業緊急支援融資補給事業というのは、個人事業者もオーケーなんですよね。使えるという制度です。

それから、県が新たに出しました第2次の総合アクションプランでも、商工会の皆さんと協働で業者向け相談会を休日にもやると、こういうふうに県も方向を出しています。要するに困っている方をしっかり受け止めて相談に乗って対応しますよということを言っているわけで、そういう点でいくと、下呂市としても、商工会と一緒になってそういうふうに業者の皆さんの相談窓口としての、しっかり受け止めをやる必要があると思うんですね。その職員の体制、今3人ぐらいですよね。これでいいのか、商工だけで対応するんじゃなくて、ほかの分野もあるわけですから、そういう体制はどうなのかということ。

ここでちょっと一つだけ加えたいんですけれども、さっき言いましたように、個人事業者も対象になる制度ですので、申請書を書くとか、いろんなことで大変な状況だと思います。慣れていないこともやらなくてはいけない。そういう点では、それをサポートするということも含めた相談窓口、それが必要だと思いますので、ぜひその点の体制についてお聞かせください。

それから、もう一つは、業者の皆さんだけじゃなくて、低所得者、高齢者、障がい者、それから失業者とか、いろんな分野の人たちに生活福祉資金貸付制度という、今、社協が窓口でやっていますね。これについて、これは県のビジョンでも相当の額を増額する、2億円程度増額するというこの増額の中身が、返済について特例制度を新たにつくるというんですよ。取りあえず、今つなぎのお金が要るという人に対して、この制度を使ってくださいと。その後、返すときに特例制度を創設すると、これは県が言っているんですが、この仕組みについてやっぱりしっかり市も市民に周知をして対応する必要があると思うのですが、この2点についてお聞かせください。

〇議長(各務吉則君)

観光商工部長。

〇観光商工部長 (細江博之君)

私のほうからはその窓口、相談窓口という点でございますけれども、県のほうからも先ほど議員おっしゃられるとおりに、事業所の方のその問合せの先、それから個人の方の問合せ先ということで、県のほうからも通知が来ておりまして、ホームページ等々でこちらのほうに相談くださいというような仕分がございますし、市のほうの体制につきましては、本日こういった議案をお

認めいただきましたら、当然市内の金融機関でありますとか、商工会、そういった会議を早々に、 来週でございますけれども、するタイミングがございますので、そちらのほうで窓口を拡充して いただいて、今相談の窓口とともに先ほど申されました申請書の書き方、そういった様式もこち らのほうで決めさせていただきますので、そういった内容もしっかりお伝えできるような体制は、 せっかくこういった制度を設けさせていただきますので、しっかり困っている方にこの内容が届 くようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(各務吉則君)

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

昨日でございますけれども、下呂市の商工会連合会の会長さんがお見えになりまして要望書を頂きました。今回私ども下呂市が進める、提案いたしますこの融資等、含まれておったわけでございますけれども、そういったことをはじめとして、今後やはり借りていただける方が借りやすいような形、事務的な手続等も含めまして、そういったことにつきましては、しっかりと担当部署にも指示をいたしました。

また、議員のお話にありました生活困窮の方を含め、こういった方々からも広くまず現状についてお話を伺う、そういった意味で、今日午後から部長会議を開催いたしますが、改めてその辺の指示を出して状況を把握するようなことをしっかり進めてまいりたいと思っております。

また、今回の融資については、あくまでも第一弾という、私どもも形でおりますし、またこの 状況が長引けばそのような対応も当然してくるのが当たり前だと思っておりますので、随時状況 を見ながら進めてまいりたいと思います。

[挙手する者あり]

〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

○12番(中島新吾君)

先ほどの予算の説明の中にもありましたけど、トイレ改修が中国から部品が来ないから、商品が来ないからやれないという、本当にこの後そういう問題がいっぱい出てくると思います。そういう点では、今観光商工部長が窓口の説明をされたんですが、観光商工部だけじゃなくて、ほかの市民、それぞれの問題、課題というのがあると思いますので、窓口をもっと絞るというより、広く市民のそういうものに応えられるワンストップ相談窓口というんですが、そういうものが下呂市の中に必要ではないでしょうか。お母さんが、おばあちゃんが、おじいちゃんが相談できる窓口って、どこかにないといけないと思うんですが、その点はぜひ検討してください。

それから、例えば国保税の減免制度がありますよね。国保税だけじゃなくていろんな税や、そういうものについて、こういう大変なときは納入をしばらく猶予するという制度がいろんな形でありますので、これはフルに使えるということをやっぱり市民の皆さんに知らせていく中で、しっかり確認していただくということが大事だと思います。その点をお答えください。

〇議長(各務吉則君)

副市長。

〇副市長(村山鏡子君)

これまで市の対策本部を4回ほど開催してまいりました。これまでの対策本部につきましては、コロナウイルスの予防というところで、対策本部で話し合ってきたわけでございますけれども、 先ほど市長も申しましたけれども、今日午後から部長会議をやりますけれども、その対策本部と部長と一緒のような人員でございますので、今後はこういった生活困窮、それから今ありますような利子も含めまして、今後想定できるような、このコロナにおける想定できる様々な事象について各課横断的に進めてまいりたいと考えております。

〇議長(各務吉則君)

ほかに御質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井政良君。

〇4番(今井政良君)

1点だけお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議第71号につきまして、今回の新型コロナウイルスによる中小企業緊急支援融資補給事業に対しまして、ちょっとお聞きしたいんですが、せっかくこういった融資に対して保証料、利子補給というようなことで、1,000万ほどの予算を組んでいただいたことに対してはありがたいと思っていますが、この融資制度の中身についてちょっとお聞きしたいんですけれども、この融資制度の貸付期間とか、据置期間、またその返済期間、そういったものが分かれば教えてください。

〇議長(各務吉則君)

観光商工部長。

〇観光商工部長 (細江博之君)

予算書を見ますと、保証料のほうが900万円、それから利子が100万と書いてございますが、保証料につきましては、当然当初借りたときに保証が第1回目の最初は必要ですので、それを全額保証させていただくと。利子については1年間全額を保障させていただくということでございますが、あくまでもセーフティネット4号が岐阜県は指定されましたので、その4号をしっかり受けていただく、事業所は。いわゆる20%の売上げ減少というような上限がございますが、そういった条件をクリアしていただくということは大事でございますので、セーフティネットの申込みにつきましては、この補助金要項は4月1日からとなっておりますけれども、2月18日まで遡るということになっておりますので、それ以後のその申請につきましては、この今の補助金を対象とさせていただくということで、保証料の第1回分の全額と利子1年分ということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

〇議長(各務吉則君)

4番 今井政良君。

〇4番(今井政良君)

質問したことにちょっと答えてみえないんですが、この制度につきまして、貸付期間、これ、 多分1年か何年か数年あるか、その辺は分かりませんけれども、ちょっとその辺の制度をまず答 えてください。

〇議長(各務吉則君)

観光商工部長。

〇観光商工部長 (細江博之君)

この要項については、3つの補助金というか資金、融資を対象とさせていただいておりまして、 県の行っております経済変動対策資金というのがございます。それにつきましては、返済期間が 7年、もしくは10年ということになっておりまして、年利1.4%ということになっております。

また、セーフティネット保証、それから危機関連保証が発動されたということで、県の行います災害対策資金の融資制度、こちらのほうも同じく7年と10年、それから危機関連対策資金につきましても7年、10年、その災害、今言いました2つの資金につきましては、年利1%ということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

〇議長(各務吉則君)

4番 今井政良君。

〇4番(今井政良君)

今、期間については分かりましたのでありがたいと思いますけれども、借りた以上は返さなきゃいけないというリスクがあります。早くこれが収まればいいんですけれども、2か月、3か月というような形の中で延びた場合、非常に借りたお金を返す、その金額が、後で景気がぐうっと上乗せ、上向きになればいいんですけれども、停滞していた場合に、本当に借りた人も不安だと思うんです。やっぱりその辺を含めた形の中で、市としてしっかりとまたいろんな助成事業等を考えてみえるとは思うんですけれども、ぜひこのコロナウイルスに対して、市内にいろんな業種の方が見えますけれども手広くやっていただきたいということと、特に今は子供、臨時休校になって家庭にいたり、学童保育に行ったりして対応されておるんですけれども、特に一番危惧するのは、非課税世帯の中で臨時、パート雇用、そういった父兄の方が見えるわけですけれども、非常に有休もないというような状況の中で、当然休めば給料も少なくなるというようなことで、そういった方面についても、何とかこの資金を活用できないのか、ちょっとお願いします。

〇議長(各務吉則君)

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

本当に借りた以上は返さなければならないということでございます。

また、今のこの新型コロナウイルスの状況もいつまで続くか分からないというような中で、こ

の利子の免除についても1年で済まない可能性もあるかもしれません。そういったときには、逐次そのような対応をしてまいりたいと思いますし、まずは私どもの務めはこの下呂市民、3万2,000人を守ることであるという思いから、しっかりと対策については進めてまいります。以上です。

〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第70号及び議第第71号については、会議規則第 37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第70号及び議第71号については、委員会付託を省略すること に決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第70号 令和元年度下呂市一般会計補正予算(第11号)、本件を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第70号については、原案のとおり可決されました。

議第71号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第1号)、本件を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第71号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申し出について

〇議長(各務吉則君)

日程第68、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 決定しました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

〇市長 (服部秀洋君)

令和2年第1回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

令和2年の下呂市の方向性を決める予算をはじめ、今回私どもから提案をさせていただきました全議案、可決、承認を頂きましたことをまず御礼を申し上げます。

また、令和2年の補正予算ということで、今回の新型コロナウイルスの対策の予算、日本を震撼させました地下鉄サリン事件から明日で丸25年、四半世紀を迎えるわけでございます。改めて犠牲になられた方に哀悼の誠をささげますとともに、二度とああいった人災、あれも大変大きな災害でございました。起こらないことを心からお祈りするものでございます。

また、昨今の異常気象によります地震、台風、そして豪雨災害、私どもも一昨年大変痛い思いをいたしました。そういったことから今回のこの新型コロナウイルス、この対策も今回皆様方には融資という形でお認めを頂いたわけでございますが、これからまだまだ終息の見えないこの非常事態、これは世界中を席巻しておるわけでございます。

こういったことに対し、当市といたしましても、国・県の取られる対策はもとより、しっかりと支援をしていきたいと。特に、今回の融資につきましては、まずは守りの予算といいますか、そういった形でございますが、今後攻めに向かう、この下呂市を守るためのしっかりとした予算、私そして議員の皆様も残す任期を1か月切ったところでございます。

しかしながら、この任期中、しっかりとこの新型コロナウイルス対策を進める上で、もしやも しやまた皆様にはお集まりいただくことがあるかと思いますが、ぜひとも一丸となってこの対策 に向かっていただきたいと、このように願うところでございます。

そして、この3月をもって退職をされます部長さんをはじめ職員の皆さんには、長年この下呂 市のために昼夜を問わず奉職いただきましたことを改めて感謝を申し上げるところでございます。 本当にありがとうございました。一般市民となられましても大所高所で御指導賜りたい、このよ うに願うところでございます。

4年間、皆様とともに私もこの職を務めさせていただきました。いろいろ思い起こせばありま した。しかしながら、私どもの務めはやはりこの下呂市、市民を守ることが責務だと思っており ます。引き続き議員の皆様のさらなる御活躍、そしてこの下呂市の発展、市民の皆さんの幸せを 祈念いたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございま した。

◎閉会の宣告

〇議長(各務吉則君)

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで令和2年第1回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後 0 時07分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月19日

議 長		各	務	吉	則
署名議員	9番	伊	藤	嚴	悟
署名議員	10番	_	木	良	_
署名議員	11番	吾	郷	孝	枝
署名議員	13番	中	島	達	也